

令和7年6月26日

各団体の長 殿

三重労働局雇用環境・均等室長

労働施策総合推進法等の改正について（周知依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、労働行政の推進につきましては、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が可決成立し、令和7年6月11日に公布されました。

本改正により、カスタマーハラスメント等事業主におけるハラスメント防止対策が強化されるとともに、女性活躍の更なる推進に向け、従業員101人以上の事業主においても男女間賃金差異等の情報公表が義務付けられます。

つきましては、別添のとおり資料を送付いたしますので、ホームページや広報誌等への掲載、配架等、貴団体会員への周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

1. ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内
2. ホームページ等の記載例

※資料1は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/za-itaku/index_00003.html)

問い合わせ先

三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2318